

令和2年度 第2回江南市高齢者福祉審議会
会議録

| | |
|-------|---|
| 日時 | 令和2年11月10日(火) 午後1時30分から |
| 場所 | 市役所2階 大会議室 |
| 出席者 | 委員長 峰島 厚 副委員長 石川 勇男 委員 浅野 加津彦 内田 吉信 有働 奈央 倉知 榮治 近藤 直樹 坂 章子 鈴置 則子 鈴木 智子 野田 智子 彦田 聖士 日野 富雄 渡部 敬俊 |
| 事務局 | 高齢者生きがい課、福祉課、健康づくり課、保険年金課、 各地域包括支援センター管理者 |
| 会議の公開 | 非公開(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため) |

1 会議次第

- 1 あいさつ
- 2 議題
 - (1) 介護サービス見込量について
 - (2) 介護保険事業基金の活用方針について
 - (3) 介護保険料予定収入率について
 - (4) 第8期より実施及び廃止予定の事業概要
- 3 その他

2 会議経過

(事務局)

それでは、時間より少し前ですけれども、皆さんお揃いですので、令和2年度第2回江南市高齢者福祉審議会を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

事前にお配りしております資料から追加の議題がございますので、お手元に差し替えの次第、追加資料として資料5、また、第3回の審議会の開催通知を机上に配付させていただいております。以上、御確認いただきまして、不備、不足等があればお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、今回から事務局として福祉課長も会議に参加させていただきますので、

よろしく願いをいたします。

なお、議事録につきましては、委員の皆様方に公表前に確認いただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

1 あいさつ

(事務局)

健康福祉部長より御挨拶を申し上げます。

(健康福祉部長) あいさつ

(事務局)

委員長、お願いいたします。

(委員長)

お忙しい中、どうもありがとうございます。

今、部長さんから御挨拶がありましたように、国の動向が不透明なところがたくさんありますので、多分今回もぎりぎりまで議論せざるを得ないだろうというところは御了解をお願いしたいと思います。

1つは、コロナは世界的にもいろんな状況があって、第2波が日本でも兆しが見えている形ですが、いつ終わるのかというのが見えないということです。もう1つは、新しい内閣ができましたが、私が見ている限り、社会保障の具体的なところがまだ出ていない。特に、報酬単価についてはどうなるのかということで、財政制度審議会では、引き上げる根拠は一切ないという形で、今のままだと全体として0.0%で引き上げ無しという形です。ただし、いつもであれば財政制度審議会が正当なところが全体として何%でいくという、数字が出ます。介護や障害の分野についても出ますが、残念ながらまだそれが出ていないというのが1つ、それから、来年度の概算予算ですが、実は概算要求は9月30日が出ていますけど、いずれも自然増が今後の検討課題という形になっています。当初予算では介護保険のサービス費、報酬の改定が今年度当初の予算と全く同額が出ているのは、恐らく今後動くだろうと見ていますが、いつ出てくるのかというところが、なかなか分かりませんが、審議自体もそれを待っているわけにもいかないという状況もありますので、熱心なご審議をお願いして議論を進めたいと思います。よろしく願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては、委員長さんによろしく申し上げます。

(委員長)

それでは、早速始めさせていただきます。

2 議題

(1) 介護サービス見込量について

(委員長)

次第にあります題で進めますので、まず第1議題、介護サービス見込量について、資料1と2に基づいて、事務局から提案をお願いします。

(事務局) 説明

《介護サービス見込量について 資料1、資料2》

(委員長)

まだ未確定、確定できないですが、保険料が5,300円ぐらいになる見込みという事です。もし質問、あるいは意見がありましたらどうぞ。

(委員)

資料の内容を見て、経年的に状況は介護保険料を上げざるを得ない状況だと思いますが、いわゆる結論だけ言ってはいけませんが、今後、来年の1月に介護報酬等の決定がなされるわけですけれども、どの辺に落としどころを持っていくかが一番大事だと思います。今現在の江南市における、基金の状況をもう少し詳しく説明していただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。基金につきましては、この後の議題2で改めて説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

基金の活用方法ですが、そのところは次の議題でありますので、続けてさせていただきます、議題2の後で議題1に戻るという形にしましょう。そのほうが分かりやすいですね。

(2) 介護保険事業基金の活用方針について

(委員長)

それでは、議題2に説明を移りながら、議論は議題2だけではなく、議題1も含めて議論するという形にします。

説明をお願いします。

(事務局) 説明

《介護保険事業基金の活用方針について 資料3》

(委員長)

第8期で保有している基金の半額を出すということです。多分、第9期も同じような上昇をする、要するに、65歳人口はなだらかな形状になるけど、後期高齢者人口は増えて、介護給付費が増える。だから、同じような基金の活用が必要。なので、6年で基金はなくなるというプロセスになります。ただし、基金自体は今までも含めて、少し決算では残っていつている、これがおそらく6年間でも同じように出るという見込みで、今までよりも多く保有するということではなく、かつ今までのように急上昇するような状況ではなくなるのが、9期ぐらいの終わりぐらいには出てくるだろうということで、少し保険料を抑えながら進んでいきたいということの提案です。よろしいでしょうか。

大体の目安として考えていくことは、第8期ではこれぐらい、第9期は場合によってはもう少し増えるだろう。ただ、そのときの基金の取崩しはせざるを得ないだろうということで、急上昇を抑えるのに基金をこの6年間はかなり思い切って使うところですよ。

計算上は、基金を切り崩して391円安くなっています。今後を見越した場合に、やはりそれぐらいに抑える必要があるということで設定がされています。

議題1も含めて、前回策定時も議論されましたが、最終的に第7期のときは報酬単価が下がったために保険料も下がったということで、何とか目途が付きましたが、多分今回は報酬単価が上がることはないだろうという感じがしますが、どれだけ下がるかはまだ分からない。

ただし、今後を見越したら急に増やすというわけにはいかないし、高齢者人口はある程度ピークが見えていますが、今後も後期高齢者人口は増えるので、給付費自体は増えざるを得ない。ただし、それも後期高齢者が6年間たつと大体緩やかな波になってくるというように、これは国も全体に見通しているところです。

恐らく江南も同じようになるだろう。全体的に7期に比べたら300円強上がりま

したが、これが限度です。

いかがでしょうか。まだ数字は確定ではありませんが、多分そんなに大きくは外れないだろうと考えられます。よろしいでしょうか。

あと、数字の細かい点は私が先ほど言いましたけど、報酬単価が上がればさらに保険料が上がりますが、報酬単価が下がれば給付費も下がって保険料も下がるし、現時点では何とも言えないです。

どうぞ。

(委員)

資料1の7ページのところで、介護サービス見込量ですが、これはあくまでも予想ですが、やっぱり訪問介護等は、人的資源が非常に高齢化してきてなかなか難しくなっていて、この見込よりかは人の人材不足ということで、ここまでは上がらないかなというのが私の私見です。施設サービス等はある程度伸びると思いますが、その辺はどうでしょう、委員長。

(委員長)

全般的には、後期高齢者が多くなるということであれば、施設サービス自体は状況が変わらないと思いますが、居宅で介護を受ける人たちの人材、これをどう確保するのかということを考えないと、現実には将来的にうまくいかないと思います。要するに、居宅サービスが不十分になる、そして、施設サービスを利用する方が結果的に増える形になりますので、その辺はかなり今後の課題としては考える必要があります。

何か、市で考えているところはありますか。この計画でいくと、現実には施設サービスも含めて、人材の問題はかなり大きな課題になります。ただ、県外での状況が変わってきており、今までのように人材が確保できない、募集しても誰も来ないという感じではなくなってきているという状況をちょっと聞いています。ただし、いろんな事業を展開する上で、特に訪問介護はかなり人が必要だということは目に見えているという感じです。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

訪問介護については、今、この資料に挙げておる数字が自然体推計を用いて出した数字です。しかし、委員がおっしゃられるように、訪問介護事業所の人材の不足といったところは問題として上がってきていることも事実です。

当然、厚生労働省のほうもその部分については把握しております。厚生労働省からは、国を挙げて介護人材の発掘といった施策を打ってきています。具体的には、介護職というのは実は3Kじゃなく、すごく魅力のある仕事であるといった記事などでの

周知を、ハローワーク等を通じて、行っているところです。

こうした施策がどのように今後訪問介護事業所の人材の確保につながっていくのかというのは、不透明なところですけど、いずれにしても、人的資源はやはり十分な状況とは言えないと考えています。訪問介護は自然体推計で推計していますが、訪問介護が伸びない分、やはり通所系のサービスに移行していくと考えています。あと、訪問系のサービスは今、市の方針として力を入れていくということでお話をさせていただきましたが、24時間対応であるとか、医療系の対応であるとか、そういったところのニーズがやはり高くなっていくだろうと市としても考えていますので、今後はそちらも力を入れながら、訪問系サービスも充実していきたいと考えています。

(委員長)

よろしいでしょうか。多分、その辺は実際に大きな課題になるかと思います。第8期の計画の進捗も含めて見ていかないと。介護予防の概念で、お年寄りも人材の1つに位置づけるような方向も考えていかないと、どうにもならないような状況が出てくる可能性もあります。人材の専門的な施策も含めて、特に訪問系です。そこが緩くなると通所系に行ってしまうし、施設に行ってしまうとなると、その分給付費がもっと上がるという関係が当然出てくると思いますので、その辺を重点として見ていくことにさせていただきます。

(委員)

市内で訪問介護事業所を運営しておりますけれども、情報として定かではありませんが、国は国で今後の施策として資格を持っている方の人材を掘り起こすというところで、たしか給付金か何かが出ます。再就職というか、資格を持って辞められた方に対して給付するという情報等もありますので、その辺りも期待したいというところです。1点、私自身も調べてなかったのですが、社会福祉協議会にも訪問介護事業所がございます。江南市の広報で、ヘルパーさんの求人等を社会福祉協議会が行っていますが、一般の我々のような事業所もそのようなものを活用して求人広告をしたりとかは可能でしょうか。

今ここで質問することではないのかも分かりませんが。

(委員長)

どうですか。

(事務局)

広報ですけども、こちらが今後ページ数を減らしていきたいという方針でして、掲載基準が非常に厳しくなっています。人事の募集であるとか、頼んでも掲載できない

いような状況です。求人等のPRは、市役所内にワーキングステーション、いわゆるハローワークの出張所もありますので、媒体をいただければ掲載等の依頼をさせていただくことも可能です。そのようなところでご協力をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(委員長)

ぜひ1つ検討してほしいわけですが、共同求人みたいな方法も考えながら、民間の企業者も含めて、一緒に社会福祉協議会のところと合わせてというような、多分検討していかなくてはならない課題だと思います。事業所ごとではそんなに簡単に人は集まらないと思います。

それから、資格を持っている人を掘り起こすといっても、実際には共存していくという方法を取らないと、なかなか難しいと思います。

これは人を探すというだけでなく、養成も含めて、人材の確保と養成を協働でしていくことも本格的に考えないといけないと思いますので、社会福祉協議会と、それから民間が一緒になって、という方法をぜひ検討してもらいたいと思います。

(事務局)

今、厚生労働省が給付金であるとか、人材確保の施策等を打ってきたときに、そのような施策を通じてまたPRをしていくことは可能かと思っておりますので、厚生労働省からの情報に注視していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

(委員)

先ほど御意見があった社会福祉法人の件ですが、県の社会福祉協議会が、社会福祉法人同士の横の連携が今後必要ではないか、ということを行っています。本当は事務局会、担当者会等をやりたいと思っておりましたが、コロナの関係で開催できていません。今後は市内の社会福祉法人との連携を進めていきたいと思っておりますので、その中でいろいろな検討をさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

(委員長)

ぜひ社会福祉法人だけじゃなくて、いろいろな事業所の連携ということでやっていただければと思います。

1例ですけれども、実際には人材確保のためのいろんな課題の位置づけを高めながら、全体としての方法をどうつくるのかという組織的な側面も含めて、ぜひ検討していただきたいというところです。

ほか、ありますでしょうか。

(委員)

ちょっと関連した御質問ですけれども、いわゆる介護の方が増加していますが、そういうことだけでなく、予防的な観点から要介護者を減らす、ということもやっぱり必要な観点だと思います。

先日の会議のときにも申し上げたように、例えば介護認定する場合に、要支援の方今後が重要視されるわけですから、その方をしっかり市が把握する。健康づくり課長もみえるし、それから、福祉課長もみえていますので、やっぱり包括ケアでいうと、要介護者だけでなく、障害者も含めて、全世代支援の問題もありますので、今度の第8期に向けて、健康づくり課としてはどのような予防策、ビジョンを持ってみえるか。福祉課長にもお尋ねしたいですが、どのような方向性を持って取り組まれていくかということ、できる限り具体的に示していただきたいと思います。

(委員長)

今の件について、予防のことについてどのような方針がありますか。

(事務局)

健康づくり課におきましては、令和3年度に向けまして、健康ガイドを全戸配布にて新たに16ページぐらいの冊子を作ります。例えば、がん検診とか、節目歯科検診、また、健康に関する情報等を記載した冊子を作成して、何とか受診率の向上、健康への関心の掘り起こしというのを計画していますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

福祉課では、なかなか予防という観点から市民の方に何らかの支援をさせていただくというのは難しいところがありますが、1つ挙げさせていただくとすれば、自殺対策というところで、ただいま計画に沿って各関係部署と連携を取りながら実施をしているところです。

あとは、具体的にこちらでさせていただくとしましたら、市民の方の総合相談窓口として庁内の連携を取りながら、いろいろな相談をうまく受け止めていく、そのような相談の姿勢を連携しながら取っていくことが重要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

あと1点だけ、体制づくりというところで、今求められているところが介護事業と保健事業の一体化ということで、保健師が中心となって、縦のつながりではなくて横のつながりの体制づくりが各自治体に求められているところで、まだ具体的な進みというのはないですが、体制づくりは必要だということは言われておりまして、健康福

社部の中でも協議がスタートしたところですが、情報提供で終わってしまいますがこのような話がございます。以上です。

(委員長)

質問ですが、国が人材の関係で就職氷河期対策を進めていますが、そこはどのようになっていますか。就職氷河期でバブルが終わった後に就職を控えた、今はひきこもり等で問題になっている40代、50代付近の方が実は思い通りに就職できなかった。この方たちも人材として重要だと言われているんですけど、具体的に何か出ていますか。

どうぞ。

(事務局)

就職氷河期の対応につきましては、市の窓口としても、まずどこか1か所窓口を定めてほしいという県からの依頼等もありますが、今のところ、市としてはそれぞれの部署でまず相談を受け、そこで全て対応できない場合には関係する部署へつないでいく。つなぎの連携を十分取っていきながら、それぞれの機関で困難事例として様々な問題を各機関が把握していますので、関係機関がまず一堂に集まって検討する場も必要だということであれば、プラットフォームという形で、社会福祉協議会、福祉課、商工観光課等の関係機関でプラットフォームの機関として位置づけることは、昨年度末に行っています。

今年度に入りまして、実際にそのようなプラットフォームに事例が上がってくるという状況はありませんので、現状のところは各部署で窓口相談からつなげていくという対応にとどまっているという状況です。

(委員長)

第8期の計画の中に柱を立てて盛り込めるという内容にはなりません、ただし、基本的に第8期を乗り切るためには、健康づくりと人材の確保、養成、これはもう一般的に行っていないと9期の期間はもう耐えられないという状況が考えられますので、その辺りは計画の進行と同時に、今までのような要介護の人をどうするかというところだけではなく、人材と健康という、そこで働く支え手になる人たちをどう確保するかというような、この両方を合わせて進行させていく必要があるということもここでは少し押さえていくという形でよろしいですか。

国の計画も来年度は変わってくる可能性もあると思います。働き方一体改革という形になっていますので、そこは今後重視していくということで、ここで切りたいと思います。よろしいでしょうか。

議論については、まだ数字が確定ではありませんので、明らかになり次第、今の段

階でどうなのかということ、今後もう一度提案するという形になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今の段階の原案ということでした承をお願ひしたいと思ひます。

(3) 介護保険料予定収入率について

(委員長)

それでは、1と2の議題の質問を終えて、3番目の介護保険料の予定収入率について移らせてもらいます。

事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

《介護保険料予定収入率について 資料4》

(委員長)

これは計算式に必要なもので、収入率を仮定しなくてははいけない。

お伺ひします。2年度のコロナの状況により収納率が下がっているかどうか、分かりましたら教えてください。

(事務局)

今現在、新型コロナウイルス感染症による影響を加味した収入率については、現時点では集計が取りにくい状況で、影響がどのようになっているのかというのは現在分かりかねるところです。ただ、前年度の収入率と比較しますと、1月単位ではありますが、直近のひと月分では、市民の方の納め方の違いもありますけれども、0.5%収入率が減少しているという状況は把握しています。

(委員長)

まだこれは分からないということなので、ほかのいろんな市役所のお金の関係で、4月以降大きな変動があるかどうか分かりますか、下がっているとか。そうすると、少し下げなければ駄目なのかとか、回復しているなら、というようなことも含めて、何かデータとか、そういうことは分かりますか。

(事務局)

正確な数字までは持ち合わせてませんが、収納課に令和2年度の4月から9月分までですが、収入率が下がっているかどうか確認したところ、特別下がっている、前年

度と比べて下がっていることはないと聞いています。

(委員長)

特に下がっているわけではない。少し影響はあるだろうけど、大幅に変わっているわけではないということで、大体现状と変わらないと。令和元年度とそんなに大きく変わっているわけではないということですね。これはもうよろしいですか。何かありましたら。

基本的には、令和元年度の収入率を採用するということですね。よろしいでしょうか。0.5%下がっていることも月単位で見ればありますが、しかし、状況はまだ分からないという。これも状況によっては変わる数字でもあります。計算式を出すときに必要になる数字なので。よろしいでしょうか。

では、取りあえず今の段階では令和元年度の数字を採用するという形でお願いしたいと思います。令和2年度の数字がはっきり分かったとして、大きく数字が変わってくるようであれば、そこはまた議論になると思いますので、取りあえず今の段階ではこの数字でいきたいと思います。

(4) 第8期より実施及び廃止予定の事業概要

(委員長)

4番目の議題に移らせていただきます。

今日新たに配付された資料5で、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

《第8期より実施及び廃止予定の事業概要 資料5》

(委員長)

まずは上の1と2、それから、それにプラスして生活支援コーディネーターの4人化。これについて、まず御意見、質問等がありましたらどうぞ。

(委員)

2の地域リハビリテーション活動支援事業、講師派遣型運動教室から自主化した運動教室や老人クラブ等と書いてありますが、ぜひここにシルバー人材センターも入れていただきたい。どうしてかと言いますと、皆様、シルバー人材センターの仕事というのと、どういうことを思い浮かべますか。まず、草取りとか、草刈りとか、剪定というのがすぐ思い浮かぶと思いますが、最近では会員の高齢化、働く環境の変化等によ

って新しい会員の確保が難しい状況にあります。

そこで、シルバー人材センターでは、昨年度から女性会員の拡大を県シルバーと連携して推進しているところです。

昨年度は、花マルシェ、産業フェスタへの出品、これは会員による手作り作品を中心に、ブローチとかストラップ、かばん、写真、農作物、このような物の販売を行い、かなりの成果を上げることができました。今年もと意気込んでいましたが、コロナの影響で、これらの活動が全てストップしてしまいました。

しかしながら、女性会員の活動は必要ですので、家庭内で手作り作品を作っていただけ家庭内会員を増員することで女性の居場所を提供したいと考えております。

したがって、ぜひここにシルバー人材センターという名前を入れていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(委員長)

シルバー人材センターで、実際に家庭内で仕事をする、あるいはみんなと一緒に何かを作っていくという、要するにここに書いてある自主化した運動とか販売とか仕事みたいな形になっているので、そこにもぜひ専門家を派遣していただきたいということですね。

(委員)

要は、専門家ですとか、そういう手作りができる人ですね。ぜひ紹介していただきたいですね。やっぱり友だちとかできるものですから、ぜひ。

(委員長)

専門家というのはどういう人になりますか。

(委員)

簡単な手作りのものを作っただけならば、それをうちで販売するという。

(事務局)

ありがとうございます。

専門職ということの意味合いですが、この目的として、老人クラブとか、自主化した運動教室等の地域の通いの場で、参加者の方の身体機能の維持、地域で自立して生活をしていくために専門的な助言や支援が必要と感じたときに御相談をいただいて、そこに専門職が技術的、専門的な助言を行っていくというものです。地域で高齢者の方が自分らしく楽しく生活していけるためのお手伝いになるようにということで実施していくことを想定しております。

今のお話を聞いて、会員の方のお仕事の助けとなるというところで行うものなのか、実際は理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職と言われている専門職、この方たちに、地域で生活をしていくための助言を想定しています。根本的には、先ほど申し上げましたように、ワーキンググループでその内容は今後詰めていきます。この事業の対象にするかどうかはそこで検討させていただいて、対象とすれば、当然シルバー人材センターにも高齢者の方が見えるところですので、目的と行おうとしていることが合致すれば、当然使っていただいて構いません。また個別に御相談をさせていただくこともあると思いますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

御指摘は、要するにリハビリテーションは機能の改善だけじゃなくて、実は働くということもやはり重要だということで、リハビリという言葉でいうとあまり浮かばないですが、実はシルバー人材センターは働くことを通してやはり利用している方のやりがいというところがあると思いますので、ぜひ具体化する際には、1つの候補に入れていただいて、検討を進めていただきたいと思います。

専門職の人たちが行く場合に、費用とか、そういうものがどうなのかということですが、専門職といっても、実際には治療とか診療の点数になるということにはならないので、相談にはなるとはありますが、その場合に専門職をどう確保して、どう受け入れをしてもらうかは、どんな見通しがあるのかなということですが。

(事務局)

当然、専門職の方にお越しいただくということで、今回、予算も要求している段階です。資料の1の10ページ、介護予防・日常生活支援事業総合事業で、事業費を計上しています。地域リハビリテーション活動支援事業、専門職派遣の部分の謝礼です。まだ事業を始めていなくて、どのぐらいの需要と実績が出てくるかということ想定し、サロン等での活動がある程度見越して予算計上し、謝礼を支払うということになります。

(委員長)

多分、診療報酬と比べたらかなり安いと思いますので、相談して協議しながら具体化を進めていただきたいと思います。できるなら、いいと思います。

どうぞ。

(委員)

今話を聞いていますと、市はリハビリを、運動教室等を予定して考えていると思いますが、シルバー人材センターは自立支援の考え方で、助言が欲しい、何か作ると

いうことも入れたらどうかという話になっていると思うので、この辺りの考え方の違いがあると思うので、一度両者で話し合っただけで決めてもらうことが大事だと思いますが。

(委員長)

作業療法士はこういうのが専門ですけど、そこも含めてぜひ議論して、一番上の訪問型サービスCについても、実際には働いている人、働く上での助言も入るのではないかと思いますので、そこも含めていろいろとぜひ考えていただきたい。

シルバー人材センターに作業療法士が行くとなると、地域リハをやっている人を連れていくということもあり得るだろうと思いますので、そういった連携もぜひ取れるようお願いをしたい。これは、具体的などころはぜひ練っていただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは3及び4の低所得者の市の単独事業の廃止について、何かありましたらどうぞ。

(委員)

4番ですが、実際に廃止を検討ということですので、そうなった場合に、対象者の方に対しては、どのような形で告知をするとお考えでしょうか。

(委員長)

今の利用実績も含めて、もう少し細かく出してほしいのと、それと、その人たちをどうするのかということですね。

どうぞ。

(事務局)

まず、今の利用状況ですけれども、利用者負担軽減対策事業の直近の10月に軽減の利用があった方は167人でしたが、助成金額は利用者負担の半分を助成させていただいてまして、その額が1万円以上になった方は16人でした。ただ、その方々は、ほかの軽減対策事業の中で、高額介護サービス費、こちらの対象にもなり得る方たちということになります。

またここ近年、対象になる方の人数も減ってきています。また、毎年6月に更新のための御案内をさせていただいておりますので、6月には必ず御案内をしますが、その前段階のところでは周知は必要となってくると考えております。今のところは、6月よりも早い段階でまず周知は必要と考えております。

(委員長)

この時期に軽減策をやめるということがどうなのかと言っているんですが、実際に別の事業をするということですが、別の事業はやるとして、今までやってきたことを廃止する必要があるかということも、167人の方が受けていて、全体として私たちも保険料を減らすということで努力して、基金を活用して、とやっているわけですが、この時期に廃止することが市民に納得してもらえるかどうかというところですね。

実際に本人負担が軽減されていますが、ほかの手当が使えるようになる、ほかの軽減策を使えればなくしてもいいということが、全員対象になればいいんですけど、低所得の人で負担が増える人がでるということになると、これは今の時期にやるべきかという議論になります。

(事務局)

こちらの制度は、介護保険制度創設時の状況のまま残っている制度になりまして、ほかの制度と比べるとかなり幅広く対象としている状況でした。

ただ、この利用者は高額介護サービスの対象になる方が多くありまして、また、今現在実施しています社会福祉法人利用者負担軽減の事業の対象者になり得る方も含まれております。

実際に、ヘルパー減免、社会福祉法人の制度と両方使ってみえる方については調整をしております、必要な方ですと利用者負担の50%の対象のところを、両方合わせて55%という形にしてありまして、社会福祉法人の対象になる方については特に大きな影響が出ないものとなっております。減免の対象の方で社会福祉法人の減免の対象になる方については、特に大きな変更がないものと考えます。

(委員長)

社会福祉法人の減免は、社会福祉法人が全部実施していますか。社会福祉法人の裁量でやるかやらないかというのが決まりますが。

(事務局)

市内の社会福祉法人のうち、1つの社会福祉法人については参入しておりませんが、そこは特養とデイサービスを併設しているところになります。

残りの社会福祉法人につきましては、実施をさせていただいているところです。

(委員長)

要は、今の減免の対策を受けている人が、基本的には負担が同じになるのかどうかということです。それを今の時点で、経過措置も取れるはずですが、すぐになくすのではなくて、その人たちが基本的にはほかを利用して負担が従来どおり使っても同じよ

うになるまでは継続するけど、そういうふうなのはできないのですか。新規は認めないけれども、とかの方法で。

要は、私らは負担を軽減するというで努力しているのに、もう一方で低所得の人たちの負担軽減をなくしてしまうということは基本的にまずいわけですか。よろしいですか。

だから、ここでの意見としては、全体として江南市民の負担をできるだけ軽くするというで、保険料をどうするか、四苦八苦して何とかしているという状況ですので、その審議会で、実は江南市民の低所得の人の負担を軽減している策をなくすという策はなじまない。その人たちの負担軽減になるような施策が取られてしまったら、そこはちゃんと担保しないと。ここの議論の筋からしたら合わないです。

(委員)

関連してよろしいですか。

委員長が言われることもよく分かります。だから、こちらを廃止する根拠をもう少し具体的に数字で示す必要があります。物事を廃止するには、それなりのしっかりした理詰めが要るわけです。その提示が不足しています。だから、もう少し考えていただいて、再提出して、もちろん必要であれば、やればいいわけです。

(委員長)

いいですか。だから、今の状況だと納得がいかないということになります。だから、要するに、今使っている人に対し、これ以上負担が増えるということが出たらまずいです。私たちが努力していることが、このままでは逆になってしまいます。その筋をきちんと出すということをしてからでないと、議論にならない。

(事務局)

いろいろ4番について、サービスの低下といいますか、低所得者への負担軽減をしていたものをなくそうとする案ですので、なかなか理解をしていただくのは容易ではないということは承知しております。

いずれにしても、このヘルパー減免につきましては、県下の中でも特に実施しているところも少なく、よい制度でもあるという意見も聞いているところです。

また、先ほど担当から説明したとおり、ある一定の方へ特化した部分の負担軽減という制度ということから、委員の皆さんから御意見をいただいたとおり、この場で説明を十二分にできるように、また、具体的な数値を示すことができればしていきたいと考えておりますので、次回25日に会議がございますので、改めてこちらにつきましては再度説明もさせていただきますし、皆さんへ御意見等を伺う機会も設けたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員長)

よろしいですか。

審議会なのでいいと思います。25日、もう一度会議がありますので、その際にいろいろ出た意見について吟味して、再提案をお願いしたい。

これで、1から4の議題まで議論を終わりますけど、全体を通してで構いませんので、何かもう1回ということがありましたら、どうぞ。

(委員)

地域包括支援センターの件ですが、今回は圏域の見直しをしないという結論を審議会としては可決しましたが、やはり今回の生活支援コーディネーターの件で、3名から4名ということは、これでもう1人増えて、全体をまた把握されると思いますけど、その辺りのところも押さえて、しっかりと、いわゆる地域包括ケアシステムの中で、やっぱりキーとなる施設ですので、介護予防ケアマネジメントをはじめ、虐待とか、各種の相談事項、それから、ケアマネからの相談とかも兼ねていますので、非常に重要なところですので、そういった推移をきちんと把握し、市が情報を取得して報告していただきたいと思います。

いずれ、やはり見直す時期が来るかもしれませんので、資料をしっかりと整えていただければ幸いです。

(委員長)

これは、今後進行する中で変更して、ぜひお願いしたいと思います。

全般的な生活支援コーディネーターの配置もありますけれど、地域活性化も、人は今までどおりだけど、仕事は増えているという状況がありますので、全体に充実して、ロボットも仕事ができる方向になり、地域の分割等も含めた在り方を検討するということで、これはぜひ見ていく必要があると思いますので、今後の課題として押さえていただきたい。

ほか、ありますでしょうか。

3 その他

(委員長)

なければ、議題はこれで終わりということで、「その他」に入りたいと思います。事務局のほうからありましたら、どうぞ。

(事務局)

では、事務局から1点、御説明させていただきます。

お手元に最初にお配りしております次回の会議の御案内ですけれども、今も申し上げましたが、11月25日の水曜日、午後1時30分から、ここと同じ場所、大会議室で開催をいたします。

御多忙の折、大変恐れ入りますけれども、御出席をいただきますようよろしく願いをいたします。

以上です。

(委員長)

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。